

労 審 発 第 920 号

平成 29 年 5 月 30 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄

平成 29 年 5 月 30 日付け厚生労働省発職雇 0530 第 1 号をもって諮問のあった「障害者雇用率について（案）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 29 年 5 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

障害者雇用分科会

分科会長 阿部 正浩

「障害者雇用率について（案）」について

平成 29 年 5 月 30 日付け厚生労働省発職雇 0530 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

障害者雇用率について（案）

第一 障害者雇用率について（政令改正）

- 一 民間事業主については、百分の二・三（現行 百分の二）にすること。
- 二 国及び地方公共団体並びに特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）については、百分の二・六（現行 百分の二・三）、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会（以下「教育委員会」という。）については、百分の二・五（現行 百分の二・二）にすること。

第二 施行期日等について

一 施行期日

この政令は、平成三十年四月一日から施行すること。

二 経過措置

1 障害者雇用率については、当分の間、民間事業主については百分の二・二と、国及び地方公共団体並びに特殊法人については百分の二・五と、教育委員会については百分の二・四とすること。

2 1は、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日より前に、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、廃止するものとする。

注 政令の施行の日から起算して三年を経過する日より前に、政府をはじめ関係者が協力して、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、できる限り速やかに雇用環境を整備し、障害者雇用の状況を整え、障害者雇用率について、民間事業主については百分の二・三に、国及び地方公共団体並びに特殊法人については百分の二・六に、教育委員会については百分の二・五に引き上げる。